第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

（佐渡森林計画区）

計 画 期 間　自　平成31年４月１日
　　至　平成36年３月31日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の２割、森林面積の３割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の林業の成長産業化に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、民有林とより緊密な連携を図りつつ、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導及びサポート、木材の安定供給体制の構築に係る事業等をより一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計による企業的な事業運営から一般会計において実施する事業運営に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになる。併せて、「平成31年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林

野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするよう公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後５年間の佐渡森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

佐渡森林計画区の国有林野位置図

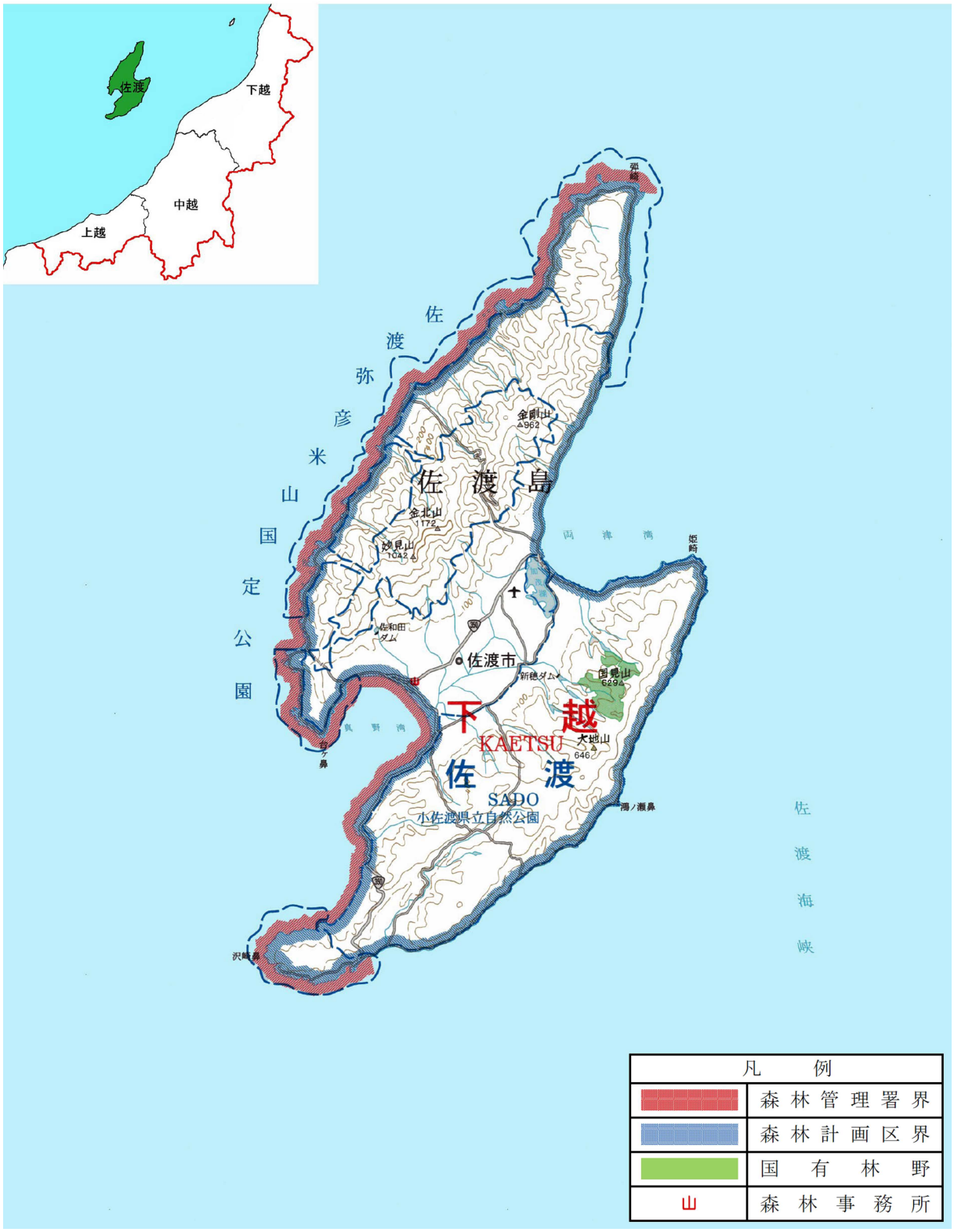

目　　次

１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項…… １
（１）国有林野の管理経営の基本方針…… １
①　森林計画区の概況…… １
②　国有林野の管理経営の現況及び評価…… ２
ア　計画区内の国有林野の現況…… ２
イ　主要施策に関する評価…… ４
（ア）伐採量…… ４
（イ）更新量…… ４
③　持続可能な森林経営の実施方向…… ５
ア　生物多様性の保全…… ５
イ　森林生態系の生産力の維持…… ５
ウ　森林生態系の健全性と活力の維持…… ６
エ　土壌及び水資源の保全と維持等…… ６
オ　地球的炭素循環への森林の寄与の維持…… ６
カ　社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進… ７
キ　森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組…… ７
④　政策課題への対応…… ８
（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項…… 10
①　機能類型毎の管理経営の方向…… 10
ア　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項…… 12
（ア）土砂流出・崩壊防備エリア…… 12
（イ）気象害防備エリア…… 12
イ　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項…… 12
ウ　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項…… 13
エ　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項…… 13
オ　水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項…… 13
②　地域ごとの機能類型の方向…… 14
（３）　林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項…… 15
①　民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進…… 15
②　低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及…… 15
③　林業事業体の育成…… 15
④　森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援…… 16
⑤　その他…… 16
（４）主要事業の実施に関する事項…… 17
①　伐採総量…… 17

② 更新総量 17
③ 保育総量 17
④ 林道等の開設及び改良の総量 17

2 国有林野の維持及び保存に関する事項 18
（１）巡視に関する事項 18
① 林野火災防止等の森林保全管理 18
② 境界の保全管理 18
③ 入林マナーの普及・啓発 18
（２）森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 18
（３）特に保護を図るべき森林に関する事項 18
① 保護林 18
② 緑の回廊 19
（４）その他必要な事項 19
① 野生動物等による被害に関する事項 19
② 希少生物の生息に関する事項 19
③ 渓畔周辺の取扱いに関する事項 19
④ その他 20

3 林産物の供給に関する事項 21
（１）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 21
（２）その他必要な事項 21

4 国有林野の活用に関する事項 22
（１）国有林野の活用の推進方針 22
① レクリエーションの森 22
（２）国有林野の活用の具体的手法 22
（３）その他必要な事項 22

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項 23
（１）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 23

6 国民の参加による森林の整備に関する事項 24
（１）国民参加の森林づくりに関する事項 24
① 木の文化を支える森 24
（２）分収林に関する事項 24
（３）その他必要な事項 24
① 森林環境教育の推進 24

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 25
（１）林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 25
① 林業技術の開発 25
② 林業技術の指導・普及 25
（２）地域の振興に関する事項 25
（３）その他必要な事項 25
森林の管理経営の指針 別冊

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（1）国有林野の管理経営の基本方針

①　森林計画区*1の概況

本計画の対象は、新潟県新潟市の西方約45ｋｍの佐渡島全域からなる佐渡森林計画区であり、信濃川広域流域に属している。国有林野面積は約１千haであり、当計画区の森林面積の２％にあたる。

当計画区の国有林野は、絶滅状態にあった国産トキの保護のため、昭和37年～昭和45年にかけて買い入れたもので、全域が鳥獣保護区となっており、このうち約６割が特別保護地区に指定されている。

当計画区の北西部には大佐渡山脈、南東部には小佐渡山脈があり、中央部の国仲平野が佐渡島を二分している。国有林野は、このうち小佐渡山脈の西側斜面（標高140～630m）に位置し、全域が小佐渡県立自然公園に指定されている。

また、島内では集水区域も限られているため、水源涵養機能*2の発揮が期待されている。

---

*1【森林計画区】
全国では158の森林計画区があり、新潟県では、佐渡、上越、中越、下越の４森林計画区に区画されています。

*2【水源涵養機能】
森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げて洪水を緩和する機能のほか、水資源を貯留して川の流量を安定させる機能、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能があります。

②　国有林野の管理経営の現況及び評価

ア　計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成30年３月31日時点）は、スギを主体とする人工林が８％（約85ha）、ナラ類を主とする天然林が92％（約917ha）となっている。（図－１、図－２参照）

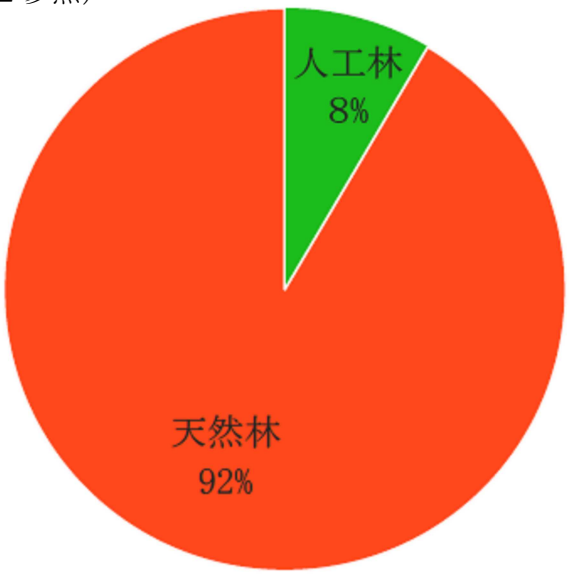

図－１　人工林、天然林の区分（面積比）

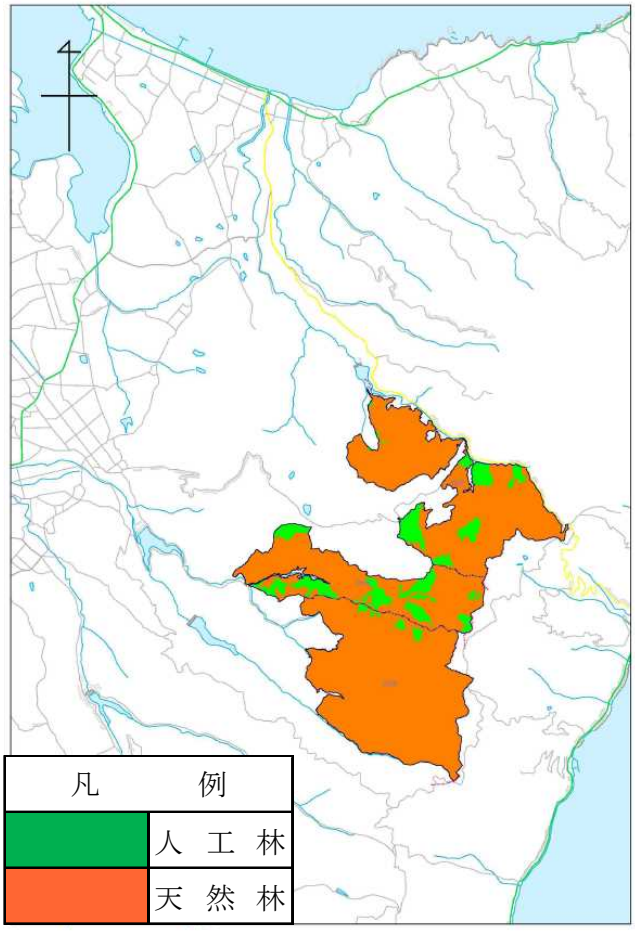

図－２　人工林、天然林の分布状況

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹では、スギ106千㎥、アカマツ44千㎥、広葉樹ではナラ類25千㎥となっている。（図－３参照）

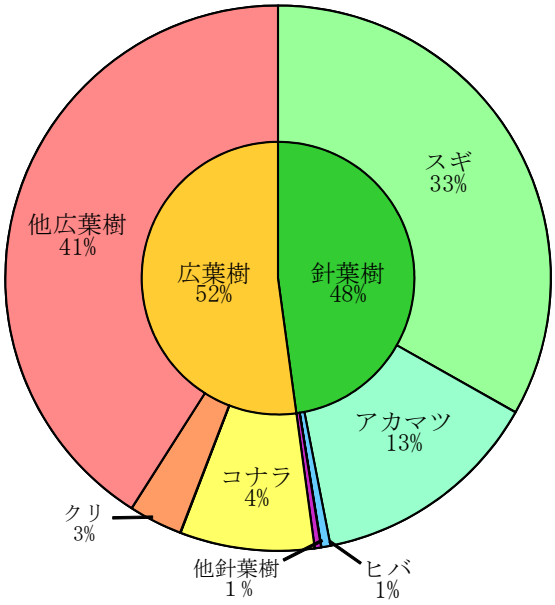

図－３　主な樹種構成（材積比）

人工林の齢級*3構成について見ると、１～４齢級の若齢林分が13%、間伐*4適期である５～８齢級が８%、利用期を迎えた９齢級以上が79%となっている。（図－４参照）

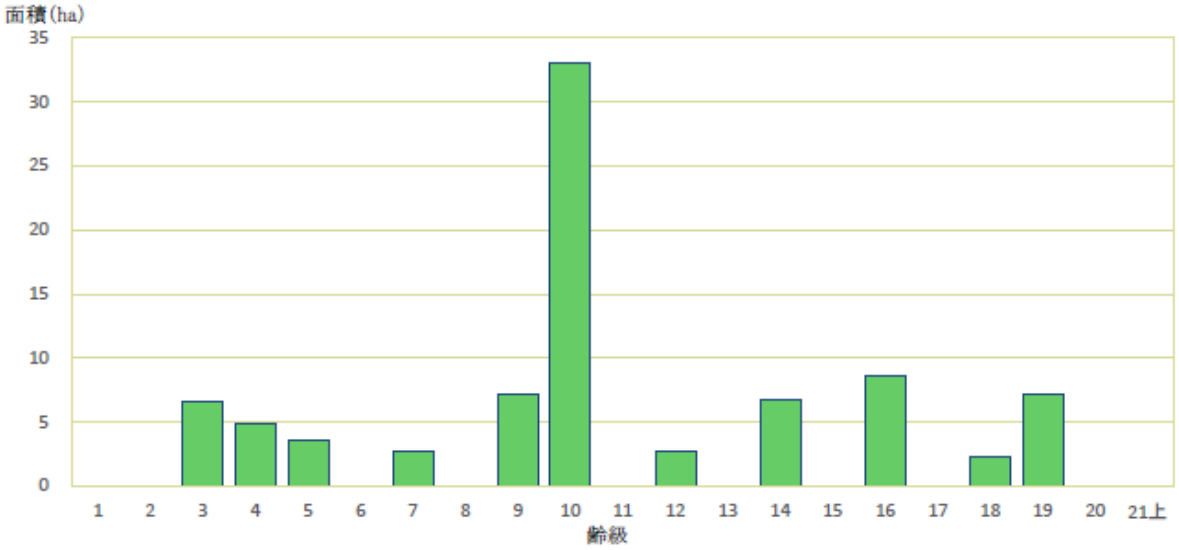

図－４　人工林の齢級構成

*3【齢級】
林齢（森林の年齢）を５年の幅でくくったもの。
１齢級は１～５年生、２齢級は６～10年生、10齢級は46～50年生などとなります。

*4【間伐】
森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

イ　主要施策に関する評価

第４次地域管理経営計画（平成26年度～平成30年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている（平成30年度は、実行予定を計上した）。

（ア）伐採量

主伐*5は、分収林*6の契約期間が満了となる箇所及び松くい虫の被害対策として臨時伐採を計画したが、分収林の契約延長（伐期の延長）や松くい虫被害の減少により、計画量に対して実行しなかった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、計画量に対して41％（材積）の実行であった。

（単位：m^3）

区　分	前　計　画		実　　績	
	主　伐	間　伐	主　伐	間　伐
伐採量	2,111	173 (3)	0	71 (3)

（注）１　間伐欄の（　）は、間伐面積（ha）。
　　２　前計画の臨時伐採量*7は、主伐に含めた。

（イ）更新*8量

天然更新は、分収林（シイタケ部分林）の契約延長により伐採しなかったため、実施しなかった。

（単位：ha）

区　分	前　計　画		実　　績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更　新	－	3	－	－

*5【主伐】
更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、50％以内の伐採率で伐採する漸伐、30％以内（人工林は40％以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*6【分収林】
国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

*7【臨時伐採量】
国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

*8【更新】
主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種子や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

③　持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林（もり）」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*9に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活かした民有林への指導やサポートを通じて林業の成長産業化に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセス*10に参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため７基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア　生物多様性*11の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系*12を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行うこととする。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生育・生息地や渓畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- 皆伐箇所の分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- 希少猛禽類*13生息地における森林施業の配慮、モニタリング*14の実施
- トキの営巣候補木保全事業の実施

イ　森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより、公益的機能の発揮と両立した

---

*9【機能類型区分】
国有林の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営を一層推進することとし、それぞれの国有林を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の５つに区分し、それぞれの機能を最大限発揮させるための施業を推進することとしています。詳しくはP11をご覧ください。

*10【モントリオール・プロセス】
我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加し、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための「ものさし」としての「基準・指標」を作成する取組の一つです。

*11【生物多様性】
生物多様性条約において、生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びに複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものとされています。

*12【森林生態系】
森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

*13【猛禽類】
肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないですが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。
食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

*14【モニタリング】
あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

木材の生産を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

・　造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
・　利用期に達した人工林の間伐及び主伐を積極的に推進
・　主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
・　森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ　森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

・　森林病害虫*15による森林被害の早期発見のための巡視
・　林野火災を防止するための巡視

エ　土壌及び水資源の保全と維持等

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても、裸地状態となる期間の縮小や、尾根筋・沢沿いの森林の存置を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

・　伐期の長期化又は複層林施業による裸地状態の減少
・　渓畔*16周辺、急斜地等における皆伐の回避
・　伐採跡地の適確な更新
・　下層植生の発達を促すための間伐等の実施

オ　地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図ることとする。

関連する主な対策は次のとおり。

・　木材利用の推進

---

*15【森林病害虫】
樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類を指します。

*16【渓畔】
常時水流のある渓流や河川、湖沼、湿原等の水域のことです。

カ　社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- 国民参加の森林づくり*17の推進
- 地域の伝統芸能を継承していくための森林づくりのフィールドを提供
- 花粉症対策苗木への切り替え、スギ以外の樹種への転換など、花粉の少ない森林づくりの推進
- 森林環境教育の推進

キ　森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林（もり）」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- 地域管理経営計画等の策定
- 「国有林モニター」*18の活用や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- 関東森林管理局のホームページ*19等を活用した情報発信の充実

---

*17【国民参加の森林づくり】
協定締結による国民参加の森林づくり制度は、国有林野で植栽、下草刈、歩道の整備等の森林づくり活動や体験活動を行うことができる制度であり、活動の内容により、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「木の文化を支える森」、「遊々の森」、「多様な活動の森」、「モデルプロジェクトの森」に区分されています。

*18【国有林モニター】
国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定します。

*19【ホームページアドレス】
http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/

④　政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視　点	主 な 取 組 目 標
公益重視の管理経営の一層の推進	【森林吸収源対策の推進】 ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等を推進する。 【花粉発生源対策】 ・花粉の少ない森林づくりを推進することとし、スギ苗木を植栽する際は、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策苗木とするとともに、スギ以外の樹種への転換を進める。 【生物多様性の保全】 ・トキが野生に定着できる環境を整備するため、松くい虫被害等病害虫対策、営巣候補木の保護・管理、歩道整備等のトキ営巣木等保全整備事業を推進する。
地域の林業の成長産業化への貢献	【低コスト施業の推進】 ・間伐は、原則、列状間伐とする。 ・造林、保育の低コスト化等の推進や、林業労働力不足*20へ対応する観点から、植栽本数や下刈回数の低減を徹底するとともに、コンテナ苗*21及び特定母樹から生産した優良種苗の導入を推進する。 ・再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、植付け等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。 ・低コスト施業実施後の検証を行うとともに、知見及び手法について民有林関係者等へ現地検討会等の場を通じて普及を図る。 【社会経済情勢の変化に対応した森林施業等の取組】 ・レーザーコンパスやドローンを活用したＩＣＴ（情報通信技術）を、林況把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に活用し、各種業務の省力化に取り組む。 【民国連携による効率的な森林整備等の推進】

*20【林業労働力不足】
65際以上の林業労働者の高齢化率の割合は35才未満の若年者率を上回っており、長期的には依然として林業労働者の減少が続いている状態です。

*21【コンテナ苗】
造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のコンテナ（マルチキャビティコンテナ）を利用し育苗した苗です。

	・県の森林総合監理士*22等と連携し、市町村森林整備計画の策定・変更や実行を支援するなど、民有林行政に積極的に貢献する。 ・「平成30年度民国連携推進地区」を佐渡市に設定し、市町村森林整備計画の作成や取組について支援するとともに、公有林（国有林・県有林・市有林）や私有林の森林情報の共有、森林における施業の集約化と木材の安定的な供給について、民有林と国有林の森林総合監理士等が連携して取り組む。
国民の森林（もり）としての管理経営	【国民参加の森林（もり）づくり】 ・「木の文化を支える森」*23等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進する。また、活動記録などを森林管理署ホームページ等で公表し、広報活動を強化する。

*22【森林総合監理士】
森林・林業に関する専門的な知識や、豊富な現場経験から、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示し、市町村、地域の林業関係者等への技術的支援を実施する者をいいます。

*23【木の文化を支える森】
木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建造物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備、保全活動の事です。詳しくはｐ24をご覧ください。

（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項

①　機能類型毎の管理経営の方向

森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林（もり）づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特色を活かした林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林（もり）」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害*24の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の３つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型区分との関係については、表－１のとおりである。

なお、機能類型ごとの機能の発揮との整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業のほか、齢級構成の平準化を図るために実施する主伐と再造林については、公益的機能の発揮に支障を及ぼさない範囲で計画的に実施することとし、これらの施業を行った結果、得られる木材については計画的・安定的に供給することとする。さらに、再生可能エネルギーとしての木質バイオマス利用が拡大している状況を踏まえ、地域のニーズに応じた木材の供給にも配慮することとする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」*25に諮るなど、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

---

*24【気象害】
風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

*25【希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会】
関東森林管理局において、希少野生生物の保護と森林施業等の調整を図るため、平成16年度に設置した常設の外部委員会です。関東森林管理局では、本委員会の意見等を踏まえ、必要な調査等を行うとともに、科学的な知見に基づく適切な対応を進めることとしています。

表－１　機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある）
快適環境形成タイプ		・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件により除外する場合もある）
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）

表－１に用いた略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命・施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

なお、当計画区における「山地災害防止タイプ」の面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

（ア）土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。

（イ）気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽（しゃへい）能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積　（単位：ha）

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	18	18	－

イ　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行うこととする。

なお、当計画区における「自然維持タイプ」の面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積　（単位：ha）

区　分	自然維持タイプ	うち、保護林
面　積	622	－

ウ　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

「森林空間利用タイプ」については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととし、具体的には、景観の向上や森林レクリエーションとしての利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進めることとする。特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定することとする。

なお、当計画区に該当する国有林野はない。

エ　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

「快適環境形成タイプ」については、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

なお、当計画区に該当する国有林野はない。

オ　水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

「水源涵養タイプ」については、流域の特性や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林・多様な樹冠*26層で構成される森林等に誘導することとし、その機能を維持・増進するために必要な管理経営を行うとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で森林資源の有効利用に配慮することとする。

なお、当計画区における「水源涵養タイプ」の面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積　（単位：ha）

区　　分	水源涵養タイプ
面　　積	360

*26【樹冠】
樹冠とは、樹木の上部の枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき型になりますが、周囲の影響によって変わります。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区の国有林野は、佐渡市１市に所在し、計画区の東南部の小佐渡山脈の西側斜面に位置しており、重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア　当計画区の国有林野は、絶滅状態にあったトキの保護増殖を目的として管理してきた国有林野であり、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている区域は、自然維持タイプに区分し、トキが野生に定着できる生息環境の整備等生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ　当計画区の国有林野の一部は、山地災害危険地区に指定されていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ　当計画区は、離島という立地条件から集水区域が限られているため、水源涵養機能の発揮が期待されていることから、水源かん養保安林に指定されている国有林野及び久知川ダムの集水域になっている国有林野を水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

（３）林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システム*27の下、我が国の林業の成長産業化に貢献していくため、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林においては、森林経営管理制度*28が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

具体的には、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、次に掲げる事項について、重点的に取り組むこととする。

①　民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業の集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域について、森林共同施業団地を積極的に設定し、民有林と国有林野を接続する効率的な路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

「平成30年度民国連携推進地区」を佐渡市に設定し、民有林と国有林の森林総合監理士等が連携して、地域の公有林（国有林・県有林・市有林）や私有林の森林情報の共有化・木材の安定供給のための施業の集約化等の課題解決に取り組むこととする。

②　低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

民有林への普及を念頭に、林業の低コスト化等に向けた技術開発を関係機関との連携の下、より一層推進することとする。

③　林業事業体の育成

林業事業体が年間を通じ安定的･効率的に事業を実施することができるよう、伐採から造林までの作業を連続して行う一貫作業システムや、複数作業の組合せ発注を推進するとともに、複数年契約の拡大を図ることとする。

また、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者*29の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮することとす

---

*27【流域管理システム】
我が国の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

*28【森林経営管理制度】
森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をするとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度です。

*29【意欲と能力のある林業経営者】
「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）に基づき、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいいます。

る。

さらに、林業事業体の技術力の向上、施業の低コスト化に向け、各種の現地検討会を積極的に開催するとともに、発注見通しの早期公表、事業説明会の開催などの情報提供に努める。併せて、労働災害の未然防止に関する取組を推進することとする。

また、「緑の雇用」事業*30において実施する研修等のフィールドとして国有林野を積極的に提供することとする。

④　森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者の育成に取り組む。併せて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、県と連携して市町村の森林・林業行政に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めるとともに国有林野の多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援することとする。

⑤　その他

民有林と国有林の連携のもとで進めている「森林の流域管理システム」の一層の推進を図るため、国有林に対する流域のニーズ、要望の把握に努め優先的な課題に佐渡流域森林・林業活性化センター、民有林関係機関と連携を図りながら積極的に取り組むこととする。

*30【緑の雇用事業】
「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成８年法律第45号）に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を雇用して行う研修等を支援する事業です。

（4）主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量*31

（単位：㎥）

主　伐	間　伐	臨時伐採量	計
－	－ （－）	2,000	2,000

（注）　間伐欄の（　）は、間伐面積(ha)。

② 更新総量*32

該当なし。

③ 保育総量*33

該当なし。

④ 林道等の開設及び改良の総量

区　分	開　設		改　良	
	路線数	延長量（m）	路線数	延長量（m）
林　道	－	－	1	300
うち林業専用道	－	－	－	－

*31【伐採総量】
国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、前半５年分について計上しています。

*32【更新総量】
更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になることです。人工造林と天然更新に区分されます。
更新総量については、前計画期間に生じた伐採跡地等の更新量と、今期計画期間（５カ年）において計画する主伐箇所について更新期間を勘案して算出した更新量の合計を計上しています。

*33【保育総量】
森林の現況や更新量に基づき、下刈、つる切、除伐の保育の種類別に施業基準を当てはめて計上しています。

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

（1）巡視に関する事項

①　林野火災防止等の森林保全管理

当計画区は、早春から新緑期にかけて林内が乾燥するため、林野火災発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

②　境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、中山間部に位置しており、雪崩等により境界標識が亡失するおそれが高い箇所や、農地と隣接している箇所など、様々な環境下にあることから、今後とも巡検*34等に努めるなど、境界の適切な保全・管理を実施することとする。

③　入林マナーの普及・啓発

当計画区は、豊かな森林等優れた自然環境に恵まれており、入林者は増加傾向にある。また近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

（2）森林病害虫*35の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

トキが野生に定着できる生息環境に配慮した森林整備を進めるため、営巣候補木の松くい虫被害等、森林病害虫の諸被害に対しては、薬剤の樹幹注入による予防を図ると共に、被害の早期発見に努め、民有林関係者と連携を図りつつ、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

（3）特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林*36

該当なし。

---

*34【巡検】
国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

*35【森林病害虫】
樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類を指します。

*36【保護林】
保護林は、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の成育・生息に必要な森林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する事を目的として設定しています。

② **緑の回廊**[*37]

該当なし。

（４）その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、ニホンジカ、ツキノワグマは生息していない。

② 希少生物の生息に関する事項

トキの野生復帰は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第75号）に基づく「トキ保護増殖事業計画」（平成16年農林水産省、国土交通省、環境省告示１号）に沿って、関係者の協働により進められている。

平成25年2月には同計画の具体的な事業計画として、トキの定着羽数の目標を60羽とする「トキ野生復帰ロードマップ」を環境省が作成し放鳥を実施してきた。その結果、平成26年６月時点でトキの定着羽数は75羽となり、当初の目標を達成したことから、2020年までに定着羽数を220羽にすることを目標とした「トキ野生復帰ロードマップ2020」が平成28年に策定された。この目標についても2018年６月に達成され、引き続き関係者による取組が実施されている。

トキの野生復帰を目指す上で重要なことは、営巣木保全、森林整備、河川や沢環境の改善、棚田の復元、ビオトープの造成等トキ及びトキの餌となる生物の生息環境の保全及び再生を進めることが必要とされている。

特に、トキの採餌地として重要な、中山間地域の水田等の周辺の雑木林やマツ林等は、営巣地として利用されてきたことから、採餌地の整備と併せて森林環境の整備が重要である。

このため、新潟県や環境省等と連携を図りつつ森林環境の整備を実施することとし、平成15年度から「トキ営巣木等保全事業」として、営巣候補木の選定、松くい虫被害を防止するための薬剤の樹幹注入、被害木の伐採除去等森林環境の整備を継続してきたところであり、引き続き地域住民、研究者、関係行政機関等と連携を図り取り組むこととする。

③ 渓畔周辺の取扱いに関する事項

渓畔周辺については、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、渓畔周辺の整備については、水質保全の向上や野生生物の生育・生息環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、渓流沿い等に保護樹帯等を効果的

---

*37【緑の回廊】
野生生物の移動経路を確保することにより、分断された個体群の相互交流や生育・生息地の拡大等、生物多様性の保全に資することを目的として、既存の保護林同士を連結するように設定された森林をいいます。

に配置していくこととする。

④　その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ等とも連携を図りながら行うこととする。

3　林産物の供給に関する事項

（1）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等の人工林の資源が充実しつつある状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、需給動向を把握しつつ、安定供給に努めることとする。

また、当計画区では、需要者と協定を締結して、原木を山元から需要先へ供給する安定供給システム販売を推進するとともに、山元公売による小口需要者への原木供給を通じて、地域材の計画的・安定的な供給体制の構築に寄与するよう一層努めることとする。

さらに、これまで林地に放置されていた端材等の林地残材*38の活用については、木質バイオマス*39発電所の稼働等により燃料としての利用が拡大していることから、木材のカスケード利用*40に向け、より一層取り組むこととする。

（2）その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において木材の利用を徹底するとともに、地方公共団体など関係機関との間で木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への木材の利用促進を図ることとする。

---

*38【林地残材】
伐採した樹木を丸太にする際に出る、枝葉や梢端部、搬出されない間伐材等、林地に放置されている木材等のことです。

*39【木質バイオマス】
バイオマスとは、生物資源（bio）量（mass）を表す言葉で、再生可能な有機性資源（化石燃料を除く）のことであり、木材からなるものを木質バイオマスと呼びます。

*40【カスケード利用】
原木をまず建材として利用できるように加工し、その過程で発生した端材等をチップ化してボード類やパルプに加工し、最終的に余った木くず等を燃料用に使用するといった多段階での利用方法をいいます。

4　国有林野の活用に関する事項

（1）国有林野の活用の推進方針

当計画区は、新潟県新潟市の西方45㎞の日本海上に位置し、豊かな自然環境を背景に小佐渡県立自然公園に指定されている。

これら自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進立国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林としても優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進することとする。

さらに、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に応えていくこととする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等、公益的機能との調和を図ることとする。

①　レクリエーションの森

該当なし。

（2）国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

①　建物、水路等－貸付け等
②　法人の森林(もり)*41、学校林等－分収造林契約等
③　ボランティア活動、森林教育の場－協定等
④　ダム、公園、道路、電気事業施設等の公共用施設、地域産業の振興－貸付け、売払等
⑤　レクリエーション利用－使用許可等

（3）その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等と必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

---

*41【法人の森林(もり)】
企業等と国が森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う制度です。

5　公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

（1）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、国において国有林と民有林とを一体的に整備・保全し、民国双方の公益的機能の維持増進を図ることを目的とした、公益的機能維持増進協定制度を積極的に活用して、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設と、これらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に実施する取組を推進することとする。

6　国民の参加による森林の整備に関する事項

（1）国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う、国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「木の文化を支える森」を設定している。

今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

①　木の文化を支える森

当計画区では、「鬼太鼓の森」として佐渡島における伝統的な芸能である鬼太鼓を継承するため、太鼓やバチなどの材料となるケヤキやホオノキのほか、島内伝統文化の継承に必要な立木、トキの営巣木となるアカマツ、佐渡市の木アテビ（ヒバ）等を長期的に確保するとともに、長い期間を要する森林づくりの象徴的な取組として、協議会や市民、関係機関等の協力・連携のもと、森林整備活動等を行っている。このため、引き続き各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名　　称	面積(ha)	位置（林小班）
鬼太鼓の森	6.50	122わ

（2）分収林に関する事項

森林整備を通じて社会貢献活動を行おうとする企業等に、国有林野をフィールドとして提供し、企業等の費用負担で森林の造成・育成を行っていただく「法人の森林」の仕組みを活用し、そうした企業等を支援していくこととする。

（3）その他必要な事項

①　森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、ＮＰＯ、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進することとする。

また、森林管理署の主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進することとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図ることとする。

7　その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

（１）林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

①　林業技術の開発

「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進することとする。

特に特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やＩＣＴ（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林での定着に資するよう取り組むこととする。

さらに、事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特殊性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の民有林への普及・定着を図る取組を推進することとする。

加えて、技術交流の一環として、民有林の森林総合監理士との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

②　林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林業の成長産業化に貢献することとする。

さらに、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問合せに応じることとする。

（２）地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

（３）その他必要な事項

特になし。